

## 大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流を促進するため交付する大分市豊予海峡交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市又は愛媛県の区域（以下「圏域」という。）に活動の本拠を置き、経済、文化、スポーツ、観光その他圏域の発展に寄与する活動を行う団体等（以下「対象団体等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、圏域において開催されるイベント等であって、大分市、愛媛県内の市町又は対象団体等が主催し、共催し、又は後援するもののうち、市長が豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流の促進に資すると認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるイベント等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大分市に活動の本拠を置く対象団体等が主催し、共催し、又は後援するイベント等 別表に掲げる経費のうち当該対象団体等が負担するもの及び愛媛県内に活動の本拠を置く対象団体等が当該イベント等（大分市内で開催されるものに限る。）に参加する場合の構成員旅費
- (2) 大分市が同市内において主催し、共催し、又は後援するイベント等 別表に掲げる経費のうち愛媛県内に活動の本拠を置く対象団体等が当該イベント等に参加する場合の構成員旅費
- (3) 愛媛県の市町又は愛媛県内に活動の本拠を置く対象団体等が同県内において主催し、共催し、又は後援するイベント等 別表に掲げる経費のうち大分市に活動の本拠を置く対象団体等が当該イベント等に参加する場合の構成員旅費  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添

えて、補助対象事業を実施しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第8条 補助事業者は、前条の規定により交付決定した事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、大分市豊予海峡交流促進事業変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市豊予海峡交流促進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告をしなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市豊予海峡交流促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、補助事業を実施する上で必要があると認めたときは、補助事業者からの請求により、補助事業の完了の前に補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払の交付を受けようとする者は、大分市豊予海峡交流促進事業補助金概算払請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿並びに領収書等の証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7月19日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	会場使用料 謝金 講師等旅費 補助事業者の構成員旅費 印刷製本費 広告宣伝費 資材運搬料 デザイン委託料 ホームページ制作委託料 PR用品作成に係る経費 記録用写真現像経費 事務用文具購入費 通信運搬費 その他市長が地域間交流の促進に資すると認めるもの
--------	---

年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び所在地並びに  
代表者の氏名〕

大分市豊予海峡交流促進事業を次のとおり実施したいので、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業の名称

2 交付を受けようとする補助金の額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長

年 月 日付けで申請のあった大分市豊予海峡交流促進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 補助の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱及び大分市補助金等交付規則の定めに従うこと。



年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び所在地並びに  
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた補助事業について、次のとおり変更したいので承認されるよう、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更収支予算書
- 4 その他

年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び所在地並びに  
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた補助事業の実績について、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 特記事項（ある場合）

第 号  
年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業補助金確定通知書

殿

大分市長

大分市豊予海峡交流促進事業補助金については、次のとおり交付額が確定したの  
で、大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び交付決定通知書番号 年 月 日  
第 号
- 2 補助金の交付確定額 円

年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び所在地並びに  
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた  
大分市豊予海峡交流促進事業補助金について、大分市豊予海峡交流促進事業補助金  
交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 円

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

〔振込先口座〕

フリガナ

口座名義人：

金融機関名：

本支店名：

口座種別： 普通 ・ 当座

口座番号：

年 月 日

大分市豊予海峡交流促進事業補助金概算払請求書

大分市長 殿

補助事業者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称及び所在地並びに  
代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた  
大分市豊予海峡交流促進事業補助金について、大分市豊予海峡交流促進事業補助金  
交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 円

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

〔振込先口座〕

フリガナ

口座名義人：

金融機関名：

本支店名：

口座種別： 普通 ・ 当座

口座番号：